

お客さま各位

株式会社七十七銀行

個人番号（マイナンバー）の利用目的の変更について

株式会社七十七銀行（以下「当行」といいます。）では、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」および「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」に基づく業務の受付開始等に伴い、お客さまにかかる個人番号（マイナンバー）の利用目的を以下のとおり変更いたします。

1. 変更する規定等

特定個人情報等のお取扱い

2. 変更内容

以下の条項を変更いたします。

（下線部変更）

現 行	変 更 後
<p>2. 個人番号の利用目的 (1) (省略) (2) 当行の個人番号の利用目的については、以下のとおりといたします。 A. お客さまにかかる個人番号関係事務 a. 金融商品取引に関する法定書類作成事務 b. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務 c. <u>金地金等取引に関する法定書類作成事務</u> d. 利子等に関する法定書類作成事務 e. 国外送金等取引に関する法定書類作成事務 f. 預貯金口座付番に関する事務</p> <p style="text-align: right;">(追加) {</p> <p>B～C. (省略)</p>	<p>2. 個人番号の利用目的 (1) (省略) (2) 当行の個人番号の利用目的については、以下のとおりといたします。 A. お客さまにかかる個人番号関係事務 a. 金融商品取引に関する法定書類作成事務 b. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務</p> <p style="text-align: right;">(削除) }</p> <p> c. 利子等に関する法定書類作成事務 <u>d. 国外送金等取引に関する法定書類作成事務</u> e. 預貯金口座付番に関する事務 <u>f. 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務</u> <u>g. 災害時および相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務</u> <u>h. 本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務</u></p> <p>B～C. (省略)</p>

3. 変更日

2025年4月1日（火）

以 上